

学振推第 46 号
平成13年8月13日

関係各研究機関代表者 殿

日本学術振興会会長
吉川 弘之

平成13年度科学研究費補助金（学術創成研究費(2)）の
交付の決定について（通知）

このことについて、別紙「交付決定通知書」のとおり交付が決定しましたので通知いたします。

この補助金の取扱いに関しては、「科学研究費補助金（科学研究費）の取扱いについて（平成11年4月26日付け文学助第21号文部省学術国際局長通知）」のうち、日本学術振興会において交付業務を担当する研究種目（基盤研究）の取扱いにより取扱うとともに、交付決定通知書に記載の補助条件を遵守し、補助金の適正かつ迅速な執行に努められるよう関係者への周知をお願いします。

なお、この補助金は銀行振込による概算払で支出されますが、申請の取下げがなければ平成13年8月21日（火）に銀行振込手続が行われる予定です。ただし、実際に貴機関の受取専用口座に入金されるまでには、数日かかることがあります。

また、この研究種目は間接経費を直接経費と併せて交付しておりますので、間接経費は、受入れ研究機関に対して速やかに受入手続きを行ってください。

加えて、補助金は公的資金であり、研究計画の遂行に当たっては、関係法令、手続きを遵守して行うことが前提となっていますので、下記の点には特に留意してください。

記

1. ヒトゲノム・遺伝子解析研究については、人間の尊厳及び人権が尊重され、社会の理解と協力を得て行う必要があり、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が告知されているので、同指針を遵守して研究を行ってください。
2. その他、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査を行う研究課題についても、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮してください。